

平成20年度決算により算定した健全化判断比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による公表)

平成20年度決算により算定された坂出市の健全化判断比率は、下表のとおり、全て基準を下回りました。ただし、実質公債費比率については、地方債を発行する際の基準としても用いられており、この率が18%以上の場合は、公債費負担適正化計画を策定したうえで、県知事の許可を受けなければ発行することができません。このようなことから現在策定している計画を遵守し、公債費の抑制を図りながら財政運営を行ってまいります。

健全化判断比率	平成20年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (3.88%)	12.92%	20.00%
連結実質赤字比率	- (16.93%)	17.92%	40.00%
実質公債費比率	19.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	170.8%	350.0%	

備考

実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「-」を記載し、参考に黒字の比率を()で記載しています。

連結実質赤字比率の財政再生基準は3年間の経過措置(市町村は40% 40% 35%)があり、平成23年度決算より30%となります。